

外国人技能実習生 ビルクリーニング人材 育成プロジェクト



一般社団法人 Japan Human Support Union
全国人材支援連合会



一般社団法人
日本ビル管理人材育成協会
Japan Building Maintenance
Human Resource Development Association



■ 外国人技能実習制度とは

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識を習得させようとするニーズがあります。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」という仕組みがあります。この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

技能実習生は、日本で修得した技能等を帰国後に発揮することにより、自身の職業生活の向上や母国の産業・企業の発展に貢献することができます。技能実習生は、「技能実習1号」終了時に、「移行対象職種・作業」に関する技能検定基礎2級等に合格し、在留資格変更許可を受けることで「技能実習2号」へ移行することができます。技能実習生が日本に滞在できる期間は、「技能実習1号」と「技能実習2号」を合わせて最長3年となります。

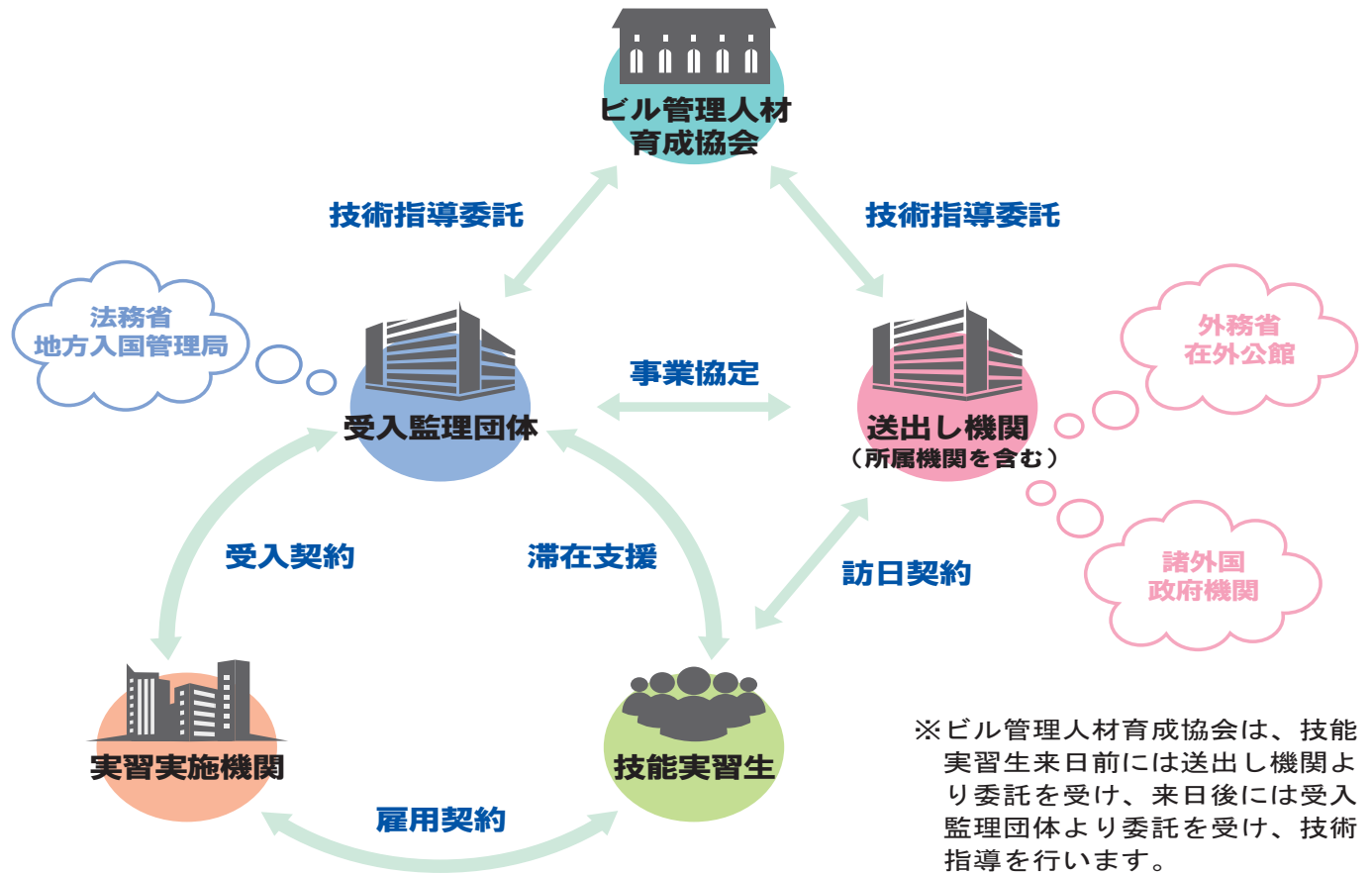
■ ビルクリーニング技能実習生

平成28年4月1日から、ビルクリーニング技能検定複数等級化の公示に伴い、ビルクリーニングが技能実習2号移行対象職種となりました。

これにより、ビルメンテナンス企業等においてビルクリーニング外国人技能実習生を受入れることが可能となります。

ビルクリーニング職種の外国人技能実習においては、我が国のビルクリーニング技術、技能、知識を通じて、開発途上国等の経済発展を担う【人づくり】に寄与することを目的としています。

■ 技能実習生受け入れモデル



■ 実習の範囲

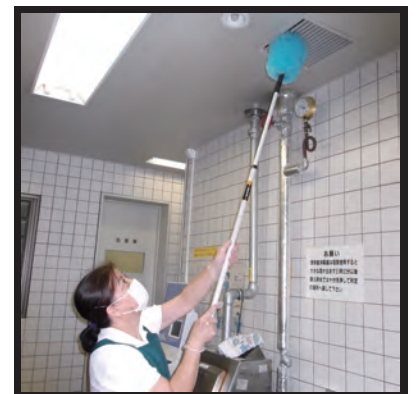
【壁面作業】



【床面作業】



【天井面作業】



※ウェイトレス・フロント業務はサービス業のため不可

■ 海外現地面接～日本入国前準備

企業様からのご依頼内容をもとに海外現地で面接を行います。

- ・ 海外面接は基本的に、企業様と組合職員が一緒に現地へ赴き行います。
- ・ 実際に日本語で会話をしたり、企業様ご指定の技能テスト・体力テスト等を行い、確認することができます。
- ・ 面接に合格した実習生は、翌日より六ヶ月間の事前教育を住込みで行い、入国準備に入ります。

技能実習生は日本への入国を楽しみに

毎日一生懸命、日本語および日本の生活を学びます。

- ・ 組合は合格者の入国手続き（在留資格申請）を行います。
※面接合格後から日本に入国するまで、約六ヶ月かかります。
- ・ 在留資格認定証明書が入国管理局より組合に届き次第、海外の日本大使館に送り、ビザの発給手続きを行い、技能実習生が日本へ入国します。
※事前教育費用、申請料などは企業様から頂きます。

【面接の様子】



【授業の様子】



【ラジオ体操の様子】



■ 日本入国後講習～企業様への配属

実習生の入国後即日配属は法律で禁止されています。

- ・ 入国後、組合の学校又は組合指定の公共施設にて約一ヶ月間の講習を行わなければなりません。
- ・ 日本の文化・日本語・道路交通法・消防法・ゴミの分別・労働基準法等々をしっかりと学びます。
- ・ 講習開始から配属（初任給）までの生活手当として実習生に6万円をお支払い頂きます。

全ての段階を経て、企業様へ配属が可能となります。

- ・ 講習終了後、組合は企業様に実習生の配属を行います。
- ・ 実習生は、36協定届の範囲内で残業が可能です。
- ・ 賃金は各都道府県の最低賃金法が適応になりますので、法律の順守をお願い致します。

【入国後講習の様子】



【交通安全講習の様子】



【配属後の様子】

